

「福岡県調査測量設計業務共通仕様書の一部改正について（令和7年8月）」新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県調査測量設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和7年8月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 第1節 総則 第1-1条 ～ 第1-28条 [略] 第1-29条 再委任 1、(1)～(2) [略] 2～3 [削除]</p> <p>2 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者（測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等）である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。</p> <p>3 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-30条～1-39条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>	<p style="text-align: center;">福岡県調査測量設計業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和6年5月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">地質・土質調査業務共通仕様書</p> <p>第1章 総則 第1節 総則 第1-1条 ～ 第1-28条 [略] 第1-29条 再委任 1、(1)～(2) [略] 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」はコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。 3 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委任に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。 4 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者（測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等）である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 5 受託者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委任（予定を含む）の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。 また、受託者は、契約書第7条第3項により再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-30条～1-39条 [略]</p> <p>第2章 [略]</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和7年8月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第28条 [略] 第29条 再委任 1、(1)～(2) [略] 2～3 [削除]</p> <p>2 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 3 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第30条～第36条 [略]</p> <p>第37条 行政情報流出防止対策の強化 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>第38条～第39条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">福岡県調査業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和6年5月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">測量業務共通仕様書</p> <p>第1条～第28条 [略] 第29条 再委任 1、(1)～(2) [略] 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」はコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、その他特記仕様書に定める事項とする。 3 受託者は、前2項に規定する業務以外の再委任に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。 4 受託者は、調査業務等を再委任に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し調査業務等の実施について適切な指導、管理のもとに調査業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 5 受託者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委任(予定を含む)の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。 また、受託者は、契約書第7条第3項により再委任に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第30条～第36条 [略]</p> <p>第37条 行政情報流出防止対策の強化 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。</p> <p>第38条～第39条 [略]</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">福岡県測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和7年8月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1-1条～1-27条 [略] 第1-28条 再委託 1、(1)～(2) [略] 2～3 [削除]</p> <p>2 受託者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 3 受託者は、設計業務等を再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-29条～1-36条 [略]</p> <p>第1-36条 行政情報流出防止対策の強化 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 第1-37条～1-38条 [略]</p> <p>2章 [略]</p>	<p style="text-align: center;">福岡県測量業務共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">令和6年5月</p> <p style="text-align: center;">福岡県農林水産部</p> <p style="text-align: center;">設計業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則 第1-1条～1-27条 [略] 第1-28条 再委託 1、(1)～(2) [略] 2 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、トレース、資料整理、模型製作、速記録の作成、翻訳、アンケート票の配布、電子納品の作成作業などの簡易な業務、その他特別仕様書に定める事項とする。 3 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。 4 受託者は、設計業務等を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。 なお、協力者が、福岡県建設工事等入札参加者資格者(測量・調査・設計・コンサルタント関係業者等)である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。 5 受託者は、初回打合せ時に契約書第7条第1項から第3項の各項に規定する再委託(予定を含む)の有無について、委託者に説明するものとし、受託者はその結果を打合せ記録簿に記録しなければならない。 また、受託者は、契約書第7条第3項により再委託に付する場合には、業務計画書において業務組織計画等に明示しなければならない。</p> <p>第1-29条～1-36条 [略]</p> <p>第1-36条 行政情報流出防止対策の強化 2 [略] (1)～(2) [略] (3) 受託者は、委託者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。 第1-37条～1-38条 [略]</p> <p>2章 [略]</p>